



確定申告時期の職員配置について

確定申告時期(令和6年1月～3月)は、以下の事務局体制となります。

【各支部事務所の体制】

一之宮本所	清見支所	荘川支所
事務局長：挾土利平 経営指導員：中山千晶(火～金) 経営支援員：田中香奈子 記帳職員：丸山知恵美 臨時業務員：上田尚美(月、金)	経営指導員：後藤尚也(月～水、金) 記帳職員：浦田尚子 臨時業務員：幅上恵美子	経営指導員：後藤尚也(木) 経営指導員：中山千晶(月) 経営支援員：橋本真美 記帳職員：大田加奈

令和5年度高山西商工会実態調査カルテの提出について

2023年12月に全会員様へ配布いたしました実態調査カルテにつきましては、ご多忙の折、大変恐縮ではございますが今後一層の伴走型支援の推進を図るため、ご記入の上ご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、カルテには重要な個人情報が含まれていますので、商工会で適切に管理するとともに、今後も毎年度、定期的に更新を図ってまいりたいと考えております。

【提出期限】2024年1月31日(水) ※未提出の会員様へ個別に提出のご依頼をする場合があります。

【提出方法】同封の事務局あて封筒で郵送又は最寄りの支所等にお届けください。

【問合せ先】高山西商工会一之宮本所 電話:0577-53-3112



※参考:昨年度の『実態調査カルテ』集計結果はホームページをご覧ください。

《R4年度集計結果》

2024年4月以降の労働条件明示ルールの変更について

2024年4月から労働条件明示のルールが変わります。

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲 【改正労基則第5条第1項第1号の3】
有期契約労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) 【改正労基則第5条第1項第1号の2】 +更新上限を新設・短縮しようとする場合、 その理由をあらかじめ説明すること 【改正雇止めに関する基準第1条】
	無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 【改正労基則第5条第5項・第6項】 +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、 他の正社員等とのバランスを考慮した事項の 説明に努めること 【改正雇止めに関する基準第5条】



《詳細HP》

一之宮本所

〒509-3505

高山市一之宮町3575-1

TEL:0577-53-3112

FAX:0577-53-3129

清見支所

〒506-0102

高山市清見町三日町165

TEL:0577-68-3366

FAX:0577-68-2570

荘川支所

〒501-5413

高山市荘川町新淵446

TEL:05769-2-1019

FAX:05769-2-2559



高山西商工会
ホームページ



高山西商工会
ラインアカウント

WEBセミナー

ログインID: 2033

パスワード: 2033

(当会HPよりアクセス)

国民生活金融公庫

マル経融資利率

1. 20%

(令和6年1月4日時点)

令和6年1月からの電子取引データの保存（電子帳簿保存法）について

注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。令和5年12月31日までは保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありませんでしたが、令和6年1月からは保存要件として「可視性の確保」と「真実性の確保」の両方を満たす電子データの保存を行わなければなりません。

【可視性の確保】

①「モニター・操作説明書等の備えつけ」と②「検索要件の充足」を満たす必要があります。

ただし、2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方、又は電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることが出来るようにしていれば、②の要件は不要になります。

【真実性の確保】

不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し遵守する必要があります。
事務処理規程のひな形は、国税庁HPに掲載されていますのでご活用ください。

詳しくは、電子帳簿等保存制度特設サイト（QR⇒）でご確認ください



重要 電子取引データには、メールで送受信する請求書等やAmazon・楽天市場等オンラインショップで発行される領収書等、ネット上で取得する光熱費や通信費（電話やインターネット使用料等）の領収書等が該当するためほぼ全ての方に関係します。

記帳継続支援事業（個人事業主向けの経理支援）のお申し込みについて

商工会では、小規模事業者が行う帳簿の付け方から、決算書・確定申告書の作成や、所得税の各種控除、従業員の源泉徴収・年末調整・その他手続き等について、記帳支援担当者がサポート（記帳継続支援）しています。

＜記帳継続支援事業の具体的内容＞

- ・経理記帳の意義 ・必要な帳簿とその仕組み ・現金の管理 ・日々の記録
- ・記帳の仕方 ・決算の仕方 ・事業所得の計算方法 など段階を踏んでご支援します。

経理支援をご希望の方は、商工会までご連絡ください。



労務リスク対策セミナーのご案内「自然災害時における企業の安全配慮の留意点」

業務中に地震などの自然災害によって従業員等が死傷してしまった場合労災として認定されるのでしょうか？企業には「安全配慮義務＝使用者責任」が生じるのでしょうか？本セミナーでは、経営者のサポートに多数実績のある弁護士が、自然災害に関連して実務上問題になりそうな場面を例として、その実務対応と留意点について解説されます。

【開催日時】 2024年 2月 7日（水） 15:00～17:00

【申込方法】

【受講方法】 WEBセミナー ZOOMによるオンライン配信セミナー 右のQRコードより申込フォームへ

【参加料金】 無料

必要事項と

【申込締切】 2024年 2月 6日（火） 17:00まで

申込コード「2PDH」を入力し【送信】



《詳細》

「高山市デジタル技術活用促進支援事業補助金」のご案内

高山市は、デジタル技術を活用することにより生産性を高める取組みや、働き方改革を推進する取組み及び人材不足を補う取組みに必要な費用の一部を補助します。

【対象者】 市内に店舗・工場又は事業所を有する中小事業者（個人事業者の場合、市内の住民登録者）

【対象事業】 ソフトウェアの開発・導入・使用費用、コンサルタント費用、DX人材育成費用、機器購入費用

【補助金額】 補助上限額：30万円（補助率1/2）

【申請期限】 予算上限に達した時点で受付終了

【申請方法】 WEBサイトで申請書類をダウンロード・印刷し、書面にてご申請ください。



《詳細》

「IT導入補助金（国）」のご案内

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金制度です。補助対象となるITツール（ソフトウェア、サービス等）は事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているものとなります。

【申請期限】 通常・セキュリティ対策推進枠 第10回…2024年1月29日（月）17:00

デジタル化基盤導入枠 第16回…1月15日（月）17:00、第17回…1月29日（月）17:00

【申請方法】 GビズIDを利用した電子申請のみ。



《詳細》

「GビズIDプライムアカウント」の取得について

GビズIDプライムアカウントを取得することにより、ものづくり補助金やIT導入補助金などの補助金申請、経営力向上計画や事業継続力強化計画などの認定申請、社会保険の手続きなど、複数の行政サービスをインターネット上で利用することができます。今後の補助金活用等を見据えて、今のうちから取得されることをお勧めします。



《詳細》